

議会報告会報告書

平成26年10月23日

山陽小野田市議会

議長 尾山 信義 様

B 班

代表 下瀬俊夫

平成26年9月定例会議会報告会の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

1 開催日時

平成26年 10月 16日 (木) 19:00~20:40

2 開催場所

埴生公民館

3 参加人数 (市民)

3 人

4 担当班議員名

(中村博行) (笹木慶之) (下瀬俊夫) (大井淳一郎)
(杉本保喜) (岩本信子)

5 報告会次第

(1) 市議会議長挨拶

(2) 6月議会の報告

① 総務文教常任委員会 (笹木慶之) [司会] (中村博行)

② 民生福祉常任委員会 (下瀬俊夫) [記録] (笹木慶之)

③ 産業建設常任委員会 (大井淳一郎) [受付] (岩本信子)

④ 一般会計予算決算常任委員会 (杉本保喜)

(3) 質疑応答

6 主な質問・意見・提言

【総務文教常任委員会】

- ① オートもボートも全国的に事業が縮小しており、船橋オートが廃止すれば影響が大きいと思う。山陽オートの継続は本当に大丈夫か。

[回 答]

船橋はレース開催はしないが、発売所・発売機能は残してもらおう。今後、有力選手の再配置や国・施行者での払い戻し率の再検討などをお願いする。包括委託契約の日本写真判定は「まちづくり」をコンセプトとしており、市としてこれらを強く連携させ、全力をあげて活性化に取り組んでいきたい。

- ② 何をもって期待すればいいのか。

[回 答]

市長は「オール山陽小野田でやって行く」と言い、市の対応も変わって来た。オートレースの選手もこれまで以上にいろいろなイベントに積極的に参加しており、例えば厚狭秋祭りの古式行事や市民カーニバルなどにも参加している。地元としてしっかり応援していただきたい。

- ③ 日本写真判定が新しいまちづくりをすると言うが、具体的には。

[回 答]

日本写真判定が受託されて以降、市議会にもプレゼンテーションされた。ただレース開催事業を行うのではなく、色々なイベントも兼ね合わせて知恵を出し、外にも出ていくし、折角の施設だから有効に使いたいと、もう既に色々な思考を凝らした事業に取り組んでいる。

- ④ 埴生では毎年2月に健康マラソンが開催されているが、オートレース場が使えないか。

[回 答]

そのような行事も有効活用の選択肢の一つかもしれない。
ただ場外を含めてレース開催の状況等もあるので、その意向は伝えたい。

【民生福祉常任委員会】

- ① 埴生は無医地区に近い状態になりつつあるが、市はどのような形で患者をフォローしてもらえるのか。

[回 答]

市の成長戦略室が中心となって市民病院への直行バスを運行したが、9月末で廃止された。(注・当面来年3月まで延長された) これは市民病院の患者さんなど一部の市民が対象で、今後の埴生地域の地域医療に関して、市とし

てまだ明確な方針がない。

- ② 市の診療所のようなものはできないか。

〔回 答〕

そう言う議論はまだ出来ていない。委員会では美祢市が行っているような「地域医療条例」などを、市民の皆さんの意見も聞き研究したい。

- ③ 開業医の子供さんも患者が少ないためよそに行かれる。

市が補助など出して医師の確保はできないか。

〔回 答〕

保健センターに地域医療対策室があるが、地域医療について具体的な検討はまだそこまで出来ていない。今後、積極的に検討していきたい。

【産業建設常任委員会】

- ① 厚狭駅の新幹線口と在来線口との連絡が悪い。入場券を買わないと入れないし、特に足の悪い方や高齢者など遠回りになり大変だ。市として考えはあるのか。

〔回 答〕

現在検討中のコンパクトシティ事業の中でも、南北通路はまだ検討段階だ。ニーズもあるので委員会として南北道は積極的に求めて行きたい。そのことが厚狭駅の利用者の増加につながると思う。

【一般会計予算決算常任委員会】

- ① 転入促進、若者交流、体験活動等はテレビでも良い所が紹介されている。参考にしているか。

〔回 答〕

議員も執行部も資料を集めて検討はしている。議会では先進地視察も行っているが、予算的な問題もありなかなか難しい面がある。

- ② 若者交流事業は若い者に任すべきだし、全国的にアピール出来るようなものを実施すべきだ。年寄では無理ではないか。

〔回 答〕

市議会としても想いは同じです。委員会審査でも同じような意見を委員全員が言っており、執行部も見直しをしようと思う。

【その他】

- ① 今話題となっている政務活動費について、本市の実態は。

〔回 答〕

本市議会は月6千円、年間7万2千円の政務活動費である。

領収書を全て添付しており、本市では御懸念されるような事は起きない。

- ② 本会議中に居眠りをしている議員がいる。議長にも懲罰委員会にかけるべきだとメールを送った。議長は注意をしないのか。責任重大だと思うがどうか。

〔回 答〕

議長席から全員の状況は把握できる。あなたからメールを頂き全協の中で厳重に叱責をした。私の権限として議員個人に指導をする程のものはない。議会の中での暴言、不穏当な発言については対応できるが、議員個人の問題で資質を正す権限はないし、懲罰について地方自治法上の明文規定はない。

- ③ 高い給料を貰って議会中寝るということは、民間企業では決して許されない。議員個人にはできないとしても、全体に注意することはできるのでは。

〔回 答〕

先程言ったように本会議を外れたところで厳重注意している。

- ④ 他市の議会では議長任期は1年か2年だが、本市は4年となった。

「議会改革」と言われるが市民に何のメリットがあるのか。

〔回 答〕

本来、地方自治法では議員の任期と同じように4年と決まっている。

他市では過去の歴史の中で色々な経緯によって、申し合わせで3年・2年・1年などと決めているだけに過ぎない。

議長は市長と対等にきちっと対峙する。これから良い所が出てくると思う。

- ⑤ 「議会改革」で市民に何のメリットがあるか。またどういう改革をしたのか。「改革度」1位だというのが、どういう書類を、誰が書いて出したのか。

〔回 答〕

早稲田大学の場合は調査票が来て事務局が回答するが、内容は通年議会制、議長の任期、議事録の公開等の質問に対して答えるもので主観は入らない。

「議会改革」1位をもって私たちは満足している訳でなく、このような議会報告会等で市民の意見を聞き、それを市政に反映させ、少しずつ市民の信頼を得る努力をしていく。

- ⑥ 市長が議会報告会で個人の意見が言えないのはおかしいと言ったが、そういう申し合わせがあったのではないか。もっと開かれた議会であるべきだ。

〔回 答〕

議会基本条例の議論の中で、委員会の審査報告は個人の見解を言わないとい

う確認がされた。その後、議員定数問題の特別委員会が市民との意見交換会を行った時、個人的見解は言わないようにするとの申し合わせができ、その申し合わせが独り歩きしてきた。今回、明文化して議員個人の見解も聞けるようになった。